

平成23年10月31日 開会

平成23年10月31日 閉会

佐賀県後期高齢者医療 広域連合議会定例会会議録

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会事務局

目

次

10月定例会会期及び議事日程	2	馬場俊行事務局長	14
10月定例会付議事件	3	福田清道議員	14
		横尾俊彦広域連合長	14
△ 10月31日(月)		福田清道議員	15
出欠議員氏名	5	江頭弘美議長	15
地方自治法第121条による出席者	5	福田清道議員	15
開 会	6	江頭弘美議長	15
議席の指定	6	福田清道議員	15
会期の決定	6	横尾俊彦広域連合長	15
議事日程	6	福田清道議員	15
諸報告	6	馬場俊行事務局長	15
会議録署名議員の指名	6	福田清道議員	15
議会運営委員会委員の辞任	7	討 論	16
議会運営委員会委員の補欠選任	7	採 決	16
休 憩	7	追加議案上程	16
出欠議員氏名	8	採 決	16
地方自治法第121条による出席者	8	議決事件の字句及び数字等の整理	16
再 開	9	閉 会	17
議会運営委員会正副委員長互選結果報告	9		
議案上程	9	(資料)	
提案理由説明	9	議席表(「議席の指定」の際配布)	20
横尾俊彦広域連合長	9	議案質疑項目表	21
議案に対する質疑	10	一般質問項目表	22
福田清道議員	10		
内田幸男総務課長	10		
福田清道議員	11		
内田幸男総務課長	11		
福田清道議員	11		
内田幸男総務課長	11		
広域連合一般に対する質問	11		
福田清道議員	11		
馬場俊行事務局長	12		
福田清道議員	13		
江頭弘美議長	13		
福田清道議員(続き)	13		
馬場俊行事務局長	13		
福田清道議員	13		
横尾俊彦広域連合長	13		
福田清道議員	14		

10 月 定 例 会

◎ 会 期 1 日 間

議 事 日 程

日 次	月 日	曜	議 事 要 項
1	10月31日	月	午前10時開会 議席の指定 会期の決定 諸報告 会議録署名議員の指名 議会運営委員会委員の辞任 議会運営委員会委員の補欠選任 休憩（議会運営委員会） 提出議案上程 提案理由説明 議案に対する質疑 広域連合一般に対する質問 討 論 採 決 閉 会

◎ 10月定例会付議事件

△ 広域連合長提出議案

- 第9号議案 平成22年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
第10号議案 平成22年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
第11号議案 平成23年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
第12号議案 平成23年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
第13号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

△ 選挙・選任等

- 議会運営委員会委員の辞任について
議会運営委員会委員の補欠選任について
議決事件の字句及び数字等の整理について

平成23年10月31日（月）

平成23年10月31日（月） 午前10時 開会

出席議員

1. 末次利男	2. 草場祥則	3. 西山正吉
4. 西原好文	5. 松崎直文	6. 金武康男
8. 宮原宏典	9. 大川隆城	10. 後藤信八
11. 大隈正道	12. 福田清道	13. 神近勝彦
15. 角田一美	16. 牟田勝浩	17. 内山泰宏
18. 山本茂雄	19. 森山林	20. 田中秀和
21. 堤正之	22. 江頭弘美	

欠席議員

7. 友田国弘	14. 大坪徳廣	
---------	----------	--

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	横尾俊彦	副広域連合長	秀島敏行
副広域連合長	田中源一	監査委員	松尾隼雄
会計管理者	野口好孝	事務局長	馬場俊行
副事務局長兼総務課長	内田幸男	業務課長	古川俊彦

◎ 開 会

○江頭弘美議長

これより佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 議席の指定

○江頭弘美議長

日程により、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、お手元に配付しております議席表のとおり指定いたします。

◎ 会期の決定

○江頭弘美議長

次に、日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

◎ 議事日程

○江頭弘美議長

次に、本定例会の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりといたします。

◎ 諸報告

○江頭弘美議長

次に、日程により、諸報告をいたします。

報告の内容につきましては、配付いたしております報告第2号のとおりです。

報告第2号

諸 報 告

○例月出納検査等の報告について

平成23年2月24日から平成23年10月24日までに、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果について下記のとおり報告された。

その内容は、それぞれ議員各位にその（写）を送付したとおりである。

記

2月24日 平成22年度定期監査の結果報告書
（平成22年4月1日～平成22年10月31日執行分）

2月25日 例月出納検査結果報告について
（一般会計・特別会計等の平成22年度1月分）

3月29日 例月出納検査結果報告について
（一般会計・特別会計等の平成22年度2月分）

5月6日 例月出納検査結果報告について
（一般会計・特別会計等の平成22年度3月分）

6月7日 例月出納検査結果報告について
（一般会計・特別会計等の平成22年度平成23年4月分）

（一般会計・特別会計等の平成23年度4月分）

7月11日 例月出納検査結果報告について
（一般会計・特別会計等の平成22年度平成23年5月分）

（一般会計・特別会計等の平成23年度5月分）

8月1日 例月出納検査結果報告について
（一般会計・特別会計等の平成23年度6月分）

8月31日 例月出納検査結果報告について
（一般会計・特別会計等の平成23年度7月分）

10月4日 例月出納検査結果報告について
（一般会計・特別会計等の平成23年度8月分）

10月24日 例月出納検査結果報告について
（一般会計・特別会計等の平成23年度9月分）

◎ 会議録署名議員の指名

○江頭弘美議長

次に、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において末次議員及び草場議員を指名い

たします。

◎ 議会運営委員会委員の辞任

○江頭弘美議長

次に、日程により、議会運営委員会委員の辞任の件を議題といたします。

この際、地方自治法117条の規定により、草場議員、西原議員、角田議員、内山議員、山本議員、堤議員の退席を求めます。

〔草場議員・西原議員・角田議員・内山議員・山本議員・堤議員 退場〕

お諮りいたします。草場議員、西原議員、友田議員、角田議員、内山議員、山本議員、堤議員の議会運営委員会委員の辞任願は許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、草場議員、西原議員、友田議員、角田議員、内山議員、山本議員、堤議員の議会運営委員会委員の辞任願は許可することに決定いたしました。

草場議員、西原議員、角田議員、内山議員、山本議員、堤議員の入場を許可いたします。

〔草場議員・西原議員・角田議員・内山議員・山本議員・堤議員 入場〕

◎ 議会運営委員会委員の補欠選任

○江頭弘美議長

次に、日程により、議会運営委員会委員の補欠選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の補欠選任につきましては、委員会条例第3条第1項の規定により、末次議員、松崎議員、金武議員、神近議員、大坪議員、牟田議員、田中議員、以上7名を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、指名いたしましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

午前10時5分 休 憩

平成23年10月31日（月）

午前10時18分

再開

出席議員

1. 末次利男	2. 草場祥則	3. 西山正吉
4. 西原好文	5. 松崎直文	6. 金武康男
8. 宮原宏典	9. 大川隆城	10. 後藤信八
11. 大隈正道	12. 福田清道	13. 神近勝彦
15. 角田一美	16. 牟田勝浩	17. 内山泰宏
18. 山本茂雄	19. 森山林	20. 田中秀和
21. 堤正之	22. 江頭弘美	

欠席議員

7. 友田国弘	14. 大坪徳廣	
---------	----------	--

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	横尾俊彦	副広域連合長	秀島敏行
副広域連合長	田中源一	監査委員	松尾隼雄
会計管理者	野口好孝	事務局長	馬場俊行
副事務局長兼総務課長	内田幸男	業務課長	古川俊彦

○江頭弘美議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 議会運営委員会正副委員長互選結果報告

○江頭弘美議長

この際、報告いたします。

ただいまの休憩中に議会運営委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告を受けましたので、発表をいたします。

議会運営委員会委員長松崎議員、副委員長神近議員、以上のとおりでございます。

◎ 議案上程

○江頭弘美議長

次に、日程により、第9号議案 平成22年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算、第10号議案 平成22年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、第11号議案 平成23年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)、第12号議案 平成23年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、以上の4件を一括して議題といたします。

◎ 提案理由説明

○江頭弘美議長

議案の朗読は、これを省略し、直ちに上程諸議案に対する提案理由の説明を求めます。

○横尾俊彦広域連合長

おはようございます。

本日、平成23年10月佐賀県後期高齢者医療広域連合定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

さて、御承知のとおり、現行の後期高齢者医療制度につきましては、廃止されることとされており、新たな制度の関連法案が来年の通常国会に提出される予定との報道がありますが、厚生労働大臣の御発言では、現行制度を廃止するのか、あるいは見直しをするのか、方針が明確にされておらず、制度移行につきましては、先行き不透明な状況が続いているところでございます。

次に、本年6月8日に開催いたしました全国後期高齢者医療広域連合協議会広域連合長会議におきまして、引き続き全国協議会の会長を仰せつか

り、厚生労働大臣あての要望書を当日来賓として御出席された大塚厚生労働副大臣へ手交をいたしました。

この全国協議会広域連合長会議につきましては、11月17日にも開催される予定となっておりますので、全国の各広域連合の要望事項を取りまとめ、会議の席で厚生労働大臣あての要望書を手交する予定といたしております。

今後も、佐賀県後期高齢者医療広域連合の円滑な運営はもちろんのこと、高齢者の方々が安心して医療が受けることができるよう、よりよい医療制度となるために国に対して意見を申し立てまいりますので、引き続き議員各位の御助言、御指導を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、第9号議案は、平成22年度の一般会計の決算の認定をいただきたく提案いたしますのでございます。

その決算額は、歳入が1億9,529万8,484円、歳出が1億8,934万2,151円でありまして、歳入歳出差し引き額は595万6,333円となっております。翌年度へ繰り越しといたしております。

次に、第10号議案は、平成22年度の後期高齢者医療特別会計の決算の認定をいただきたく提案いたしますのでございます。

その決算額は、歳入が1,086億8,408万2,827円であり、歳出が1,070億6,493万8,616円でありまして、歳入歳出差し引き額は16億1,914万4,211円となっております。翌年度への繰り越しといたしております。

決算に関しましては、主要な施策の成果を説明する書類及び監査委員の意見書をそれぞれ添付させていただきますのでございます。

次に、第11号議案の平成23年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、595万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額はそれぞれ2億116万2,000円となっております。

歳入につきましては、前年度の繰越金を計上いたしております。

歳出につきましては、予備費に計上していません。

次に、第12号議案の平成23年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

今回の補正は、国、県、市町それぞれの平成22年度療養給付費負担金の追加交付及び繰越金に伴う歳入歳出予算の組み替えが主な内容となっております。

補正の額は、8億2,781万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額はそれぞれ1,088億8,786万5,000円となっております。

歳入につきましては、国、県、市町からの支出金、繰越金及び諸収入を増額いたしております。

歳出につきましては、諸支出金を減額し、保険給付費及び予備費を増額いたしております。

以上、今回提案いたしました議案について御説明申し上げましたが、よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

◎ 議案に対する質疑

○江頭弘美議長

以上で提案理由説明は終わりました。

これより議案に対する質疑を開始いたします。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

○福田清道議員

それでは、質問をいたします。

まず、9号議案及び10号議案についてでございますが、平成22年度の後期高齢者医療広域連合の一般会計歳入歳出決算単年度収支の赤字の原因について及び第10号議案の特別会計の単年度収支の赤字の原因について質問をしたいと思います。

回答によっては自席において再質問をさせていただきたいと思っております。

○内田幸男総務課長

まず、第9号議案 平成22年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の単年度収支額が赤字の原因についてお答えいたします。

平成21年度の実質収支額は856万1,850円で、平

成22年度の実質収支額は595万6,333円でございます。よって、平成22年度の単年度収支額は、260万5,517円の赤字となっております。

広域連合の一般会計の歳入歳出差し引きの剰余金は、そのまま翌年度の1号補正予算で繰越金とし、事務所の運営についてなどの不測の事態に備え予備財源としており、不測の事態がなければ市町負担金を次の補正予算で減額し、返還することとしております。

このことから、当該年度の歳出予算の財源は前年度の剰余金によらず、ほとんどを現年度分の市町負担金の歳入で賄っておるところでございます。

議員御指摘の平成22年度の剰余金が平成21年度に比べ260万5,517円の減となっております赤字の原因は、一般会計歳出の大部分を占めます派遣職員給与負担金が平成21年度に比べ、派遣職員の人事異動により派遣職員構成に変動があったため、その給与負担金の執行率が上がったことによるものでございます。

次に、第10号議案 平成22年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の単年度収支額が赤字の原因についてお答えいたします。

平成21年度の実質収支額は、31億95万8,925円で、平成22年度の実質収支額は、16億1,914万4,211円でございます。

よって、平成22年度の単年度収支額は、14億8,181万4,714円の赤字となっております。

特別会計の剰余金の構成は保険料の剰余金、療養給付費等に対する国・県・市町負担金の剰余金、社会保険診療報酬支払基金の交付金の剰余金、事務費に対する市町負担金の剰余金で構成されております。

ただし、各負担金、交付金の剰余金は、療養給付費の確定によりまして、翌年度に精算しております。

平成22年度の剰余金では、精算により翌年度に返還すべき剰余金が平成21年度より少なく、逆に精算で翌年度に追加交付を受ける国・県・市町負担金が平成21年度よりも多かったことで、平成22年度の剰余金が平成21年度に比べ14億8,181万

4,714円減少し、単年度収支額が赤字となったことが大きな要因となっております。ごぞいます。

以上、お答えいたします。

○福田清道議員

それでは、再質問いたします。

赤字の原因の理由については、今るる述べられましたけれども、この返還すべき剰余金が少ないということは、結局、75歳以上の後期高齢者の皆さんの22年度における病気が多かったと、あるいは医療費にかかわるそういう病院にかかる人たちが多かった、あるいは重病化していたということであろうかと思うんですけれども、そこら辺の内容については、今説明されましたけれども、この追加交付金を受ける金額が多いということは病気が多かったということになるかと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。どういう、疾病等についてはわかることであれば答弁していただきたいと思ひます。

○内田幸男総務課長

今の福田議員の御質問は、平成22年度の繰越金が16億円で、平成21年度の繰越金が31億円ということで、平成22年度の繰越額が少なくなっております。その少なくなっている理由は、先ほど御説明いたしました、保険料の精算をいたしますと、その差が平成21年度では23億6,548万7,168円です。平成22年度の精算をいたしますと20億8,286万7,743円でございます。この差が2億8,261万9,425円でございますが、この分が保険給付費に保険料を余計かかったということでございます。その原因は、第1には、被保険者数の増加、また、平成22年度におきましては、社会保険診療報酬改定の年でありまして、入院費等が診療報酬改定されて増額されております。

また、皆様も御承知のように、各医療機関においては、精密検査機器とか、そういう高度医療の普及によりまして、そういう保険給付費が高くなって増加しているものと考えております。

以上でございます。

○福田清道議員

大体説明はわかりましたけれども、特に団塊の世代を間近に控えて、今後、被保険者が多くなる

というのはもうずっと目に見えているわけですが、そういう意味では、今後この特別会計の見通しとしては黒字幅といたしますか、累積、あるいは単年度でいえば大体2年ごとの収支でしょうけれども、見通しとしては今後非常に厳しくなるような感じが今の説明ではしたんですけれども、その点いかがですか。

○内田幸男総務課長

概要と申しますか、今の広域連合全体でございますが、この前も国のほうから新聞報道等で平成21年度の医療費等の増が全国的に掲載されておりましたが、やはり全国的に医療費が増加しているということで、今期、平成24年、25年の保険料の改定の条例案を次の2月議会に提案するわけですが、やはりこの医療費の伸びに勘案いたしまして、保険料も検討せざるを得なくなると考えております。

以上です。

○江頭弘美議長

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案に対する質疑は終結いたします。

◎ 広域連合一般に対する質問

○江頭弘美議長

これより広域連合一般に対する質問を開始いたします。

質問の通告がありますので、発言を許可いたします。

○福田清道議員

一般質問をいたします。

2点について質問をいたしたいと思ひます。

まず、先ほど答弁もありましたように、保険料が、今後、被保険者の増加に伴って増額といたしますか、値上げをせざるを得なくなる可能性も大きく出てきております。国のこの後期高齢者医療保険に対する予算措置が、財政的措置がなければ必然的に被保険者の保険料負担ということになってくるのは間違いありません。そういう中で、保険

料の改定が論議されておりますけれども、現状とその見通しについて質問をいたしたいと思っております。

次に、2013年度に向けてこの後期高齢者医療制度が国民健康保険と合体するといえますか、そこにまとめていくという国の方針が示されておりましたが、連合長の先ほどの議案に対する解説といえますか、提案理由の説明によれば、非常に見通しがまだ未定だというような話も説明されましたけれども、こういう中で、もし国保のほうに移った場合に、現在、所得の状況によって後期高齢者は9割減免がございます。これは後期高齢者医療制度が導入された場合のときにいきなり保険料が大幅に上がるというところでの経過措置ということで9割減免の制度ができておりますけれども、国民健康保険の場合であれば、最高限度の減免は7割減免であります。この7割減免と9割減免、後期高齢者の9割減免の皆さんが国保に移った場合、7割減免になると制度的には思いますが、この人数、これは我々の資料には2万2,672人と現在の時点では示されております。これは県全体の人口でありますけれども、それぞれの市町の人口、人数についてもお知らせいただきたいと思っております。

この7割減免がされた場合に、被保険者の方たち、非常に生活が困難になるかと思うんですけれども、今後のそういう見通しについて質問をいたしたいと思っております。

以上です。

○馬場俊行事務局長

福田議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、御質問の1番目、保険料改定の現状と見通しについてお答えいたします。

後期高齢者医療制度では、2年間を通じて財政の均衡を保つこととなっており、2年ごとに保険料率を設定することになっております。保険料率の算定方法にあつては、まず、保険給付費などの費用の総額を見込み、その費用に伴う国、県、市町の負担金、現役世代からの支援金であります社会保険診療報酬支払基金から交付されます後期高齢者交付金などの収入の総額を算出します。費用から収入を差し引いた額が保険料必要額となり、

それをもとに保険料賦課総額を見込み、被保険者数の伸び率、所得の伸び率などの数値を使用して保険料の被保険者均等割額、所得割率を算出します。

今回改定します平成24年度、25年度の保険料率は、制度開始時を含め3回目の算定となります。保険料率算定事務としましては、8月から平成23年度以降の被保険者数、保険給付費の見込み作業、それに伴います歳入の国・県・市町負担金等の見込み作業を行い、9月には賦課総額の見込みを算出し、第1回目の保険料率の試算を行ったところであります。

今後のスケジュールを申し上げますと、12月中をめどに国から示された数値等をもとに試算を繰り返し、国への報告を数回行い、新保険料率の案を固めていきます。1月には、県知事との協議を経た上で最終案を国へ報告し、2月の広域連合議会へ提案となります。

平成24年度、25年度の新保険料率の見通しにつきましては、1人当たりの医療費が全国的に伸びている中、佐賀県におきましても1人当たり医療費は年々伸びる見通しとなっております。

第1回目の保険料率の試算結果を見ても、1人当たりの医療費の伸びの影響は大きく、保険料の上昇を抑制する財源も乏しいため、算定事務の途中ではありますが、現段階の見込みでは、保険料率を据え置くには非常に厳しい状況となっております。

次に、御質問の2番目、国民健康保険への移行に伴う減免率の取り扱いについてお答えいたします。

お手元に平成22年度の被保険者均等割9割減額状況の資料をお配りいたしておりますが、被保険者均等割9割減額者のうち被扶養者を除く方たちは佐賀県全体では2万2,672人、全体の18.72%でございました。

先ほどの質問の中で、市町別の人数ということでございましたので、基準収入以下の方をそれぞれ申し上げます。

佐賀市5,983人、唐津市3,898人、鳥栖市1,199人、多久市783人、伊万里市1,597人、武雄市1,345

人、鹿島市1,010人、小城市1,042人、嬉野市1,020人、神崎市676人、吉野ヶ里町277人、基山町335人、上峰町173人、みやき町684人、玄海町194人、有田町536人、大町町404人、江北町296人、白石町811人、太良町522人の県全体で2万2,672人でございます。

この方たちにつきましては、平成21年度からの激変緩和措置として被保険者均等割7割減額世帯のうち特に収入が少ない世帯を対象にさらに2割の減額を行うことで9割減額となられた方たちでございます。

この軽減措置につきましては、平成22年12月に高齢者医療制度改革会議で取りまとめられました後期高齢者医療制度廃止後の新たな医療制度では、保険料軽減の特例措置については、後期高齢者医療制度施行時の追加的な措置として導入されたものであるが、負担の公平を図る観点から、75歳未満の国民健康保険の軽減措置との整合性を踏まえ段階的に縮小する。なお、実施に当たっては世代間の公平を考慮する必要があること等について十分な説明を行い、国民に理解を求めながら丁寧に進める必要があるとされております。

現在の被保険者均等割9割減額の保険料は、年額で4,700円でございます。現在、最短で新制度への移行は平成26年度からと考えられますが、その時点で被保険者均等割額が現行と同額であれば7割減額の被保険者均等割額は1万4,200円となります。

後期高齢者医療制度廃止後は、75歳以上の大半の方は都道府県単位の財政運営の国民健康保険に加入いただくこととなり、その際、一度に9割減額から7割減額へとはならないまでも、軽減幅が段階的に縮小されれば均等割額は年額4,700円から1万4,200円へと段階的に増額されることとなります。

以上でございます。

○福田清道議員

ただいま答弁いただきましたけれども、1番目のこの保険料の改定というものが、月別、年次別に答弁されましたが、24年から25年のこの据え置きは、現状からの据え置きは非常に難しいという

見通しだと言われて、試算的にもそうなったということではありますが、これは国の負担割合が一定だというふうなことを前提としてそのように試算されたのかどうか。

そして、今後、連合長も、その……

○江頭弘美議長

福田議員さん、一問一答を導入されていますので、1問ずつお願いします。

○福田清道議員（続き）

はい、わかりました。

まず、その点質問いたします。

○馬場俊行事務局長

まず、試算における国の支出金の考え方ですけれども、現行と同じような考え方で試算を行っております。

○福田清道議員

それでは、連合長に質問しますが、連合長は引き続き全国協議会の会長ということになりました。そういう中で、今回この要望書を大塚厚生労働副大臣に手交したというふうに提案理由の説明でおっしゃっておられます。

この中身はどういう——今、国の負担割合が一定という前提での値上げの見通しなんですけれども、この連合長として国民負担をこれ以上ふやさないという立場での恐らく要望だとは思いますが、この要望書の中身についてもこの負担がふえないようなところでされているのかどうか、連合長にも質問いたします。

○横尾俊彦広域連合長

回答いたします。

全国協議会として取りまとめた要望書の内容でございます。大きくは2つございまして、1つは、現制度への提案要望、もう1つは、新しくスタートするであろう制度への提案要望と大きく2つを分けて要望いたしております。

特に、今御懸念の各後期高齢者の皆様方、御本人様等へ関する負担をふやさないよという趣旨の御質問と思いますが、これについては重々受けとめをしております、今回の制度が立ち上がりのときに名称、年齢区分その他でいろいろ国民的な嫌悪感を招いているような意見等がございまし

た。しかし、その後、今制度は非常に落ちついている状況だと認識しておりますが、この大きな原因の一つは、今も御質問にありました、いろんな措置がされていることであります。特に負担を軽減するような措置がされている。このことによって多くの方が医療に関してほっとされているという感じがあると思います。

ぜひこのことを受けとめて、今後とも個々の方々、被保険者の方々の負担増にならないような配慮をぜひしてほしいという趣旨で提案要望を行っているところでございます。

このことについては、国の支援が当然必要でございますし、制度設計自体も国で行っていただいておりますので、その責を担う意味からも国として適切な対応をしてほしいということをお伝えしております。これらのことにつきましては、要望書はもとより、要望書提出後に副大臣並びに担当課長さんと全国の連合長と一緒に意見交換をする機会がございまして、現地現場の声、それぞれのブロックや地域ごとの今の御質問を踏まえたような意見は直接に厚労省のほうにもお届けをしております。これらのことにつきましては、国もしっかり認識をされているというふうに受けとめております。

○福田清道議員

それでは、国保に移った場合の7割減免の取り扱いについて質問いたしますけれども、一挙に9割が7割にはしないというような、漸次ふやしていくということでもありますけれども、これは確実にそういうふうに断言できるのかどうか質問いたします。

○馬場俊行事務局長

高齢者医療制度改革会議におきます最終とりまとめの中ではそういう流れになっているかと思えます。

私どもといたしましては、現場の声をとにかく国に伝えるということで、全国協議会の中でその点についても現在の軽減制度を維持していただくようにこれまでも要望してきましたし、今後も要望していく考えでおります。

以上です。

○福田清道議員

特にこの基準以下収入の方で75歳以上の方、特に国民年金で毎月3万とか4万で生活されている世帯の方もたくさんおられます。そういう方は毎日の生活費をそれこそ1,000円以下、昼食抜きというような、非常に厳しい現実があります。そういう方たちからもこの後期高齢者医療保険は容赦なく取り立てるわけですが、これが一挙に3倍というふうになりますと、もうそれこそ生活が成り立たないという状況になるというのは私は火を見るより明らかじゃなからうかと思うんですけども、こういうふうな情け容赦のない国のやり方に対して、やはり9割減免は、仮に国保に移行した場合でもこの基準以下収入の方に対しては引き続き制度的に維持するような方向でぜひとも連合長は頑張っていただきたいと思うんですけども、その点いかがですか。

○横尾俊彦広域連合長

回答します。

昨年12月20日に国のほうに高齢者医療制度改革会議が提出した最終とりまとめがございまして。その中の後段は、新しい制度の具体的な内容ということで具体的に整理をしたものがございまして。それを見ますと、その中に、さらに3項目めに高齢者の保険料というのがありまして、今該当するところを私の手元に持っておりますので、御紹介をいたします。引用です。

75歳以上の方に適用されている低所得者の保険料軽減の特例措置、これは均等割の9割、あるいは8.5割軽減、また、所得割の5割軽減ということについては、後期高齢者医療制度施行の追加的な措置として導入されたものであるが、負担の公平を図る観点から、75歳未満の国保の軽減措置との整合性を踏まえ、段階的に縮小する。その後少し触れることがありまして、最後のほうに、このことについては十分な説明を行って国民の理解を求めながら丁寧に進める必要があるということで、特に今言いましたように、段階的な措置をぜひすべきであるということは高齢者医療制度改革会議としても最終とりまとめに明文化されておりますので、これを踏まえた、例えば制度の設計、そし

て、法案の準備を厚労省でしっかりしていただくことが重要だと思っています。

このことについては強く認識しておりますので、毎年提出をしております、先ほど御引用いただいた厚労省への要望事項の中にもこのことについて触れておまして、例えば、最近提出した資料では、現制度に関するものとしましても、その財源等は国において確保すべきであるということについても触れておるところでございます、これらをしっかりと今後も強く求めていきたいというふうに思っております。

○福田清道議員

これで最後ですよ、たしか。

○江頭弘美議長

いや、まだ時間はありますので。

○福田清道議員

3回じゃなかったですかね。

○江頭弘美議長

一般質問は時間制ですので。

○福田清道議員

そうですか、はい。

今、連合長答弁されましたけど、国は段階的縮小、整合性を求めてですね——ということで、それはいわゆる連合長として、あるいは各地域、各県の後期高齢者医療制度の組織の長として段階的縮小はやむを得ないという立場に立っておられるということですか。

○横尾俊彦広域連合長

最初に回答でも申し上げましたように、重要なことは今回導入されている特例措置が多くの方々の医療を受ける際の安心の礎になっているということだと思います。このことについては財源を国できちっと確保して対策を打つことが重要であろうと思っております。

また、先ほど引用させていただいたものにつきましては、改革会議としての国への、いわば取りまとめの最終案の一文でございますので、それをさらにしんしゃくされて改善を図られれば、それは結構なことでありますし、最低限、先ほど御質問、福田議員がおっしゃったように、急にですね、いきなり9割から7割というのは、これは余りに

もひどいものがございますから、せめて段階的な縮小とかを考えなきゃいけないということは踏まえていただいているまとめになっているところでございます。

これらを踏まえながら、我々としては、先ほど言っていますように、全国協議会としてはそれらの混乱とか、負担増がならないようにしっかりと対応してくださいということを引き続き求めていきたいというふうに思っております。

○福田清道議員

明確な答弁では、私としてはなかなかこの縮小については国の方針を認めざるを得ないと、やむを得ないというような方向性かなど。しかし、それをなかなか国民、被保険者の皆さんが困るからそれを緩和するようにできるだけしてくださいという要望だけであって、この9割軽減を堅持するという方向での要望書では、あるいは答弁ではなかったように思うんですけれども、その点明確な9割軽減の堅持ということについては言えないということですか。

○馬場俊行事務局長

全国協議会のほうから6月8日に厚生労働大臣あてに出した要望書の中を若干御説明いたしますと、重点要望と一般的要望と分けておりますが、新制度に関する重点要望事項の中で、「今後、医療費負担の増大が見込まれる中、国は将来にわたり国民皆保険制度を堅持するため、財政予測を十分にに行い、世代間及び保険者間の負担調整並びに被保険者の負担軽減への財源として国費を拡充するとともに、現在の保険料軽減率を法定化すること。仮に負担増となる見直しを行う場合においては、国民的合意を得ること。」ということで、現行の保険料軽減措置を可能であれば法定化してくださいという要望を出しております。

以上でございます。

○福田清道議員

ぜひともこの法定化に向けて協議会としても頑張っておりたいというふうに思います。

そういう意味では、各県の広域連合議会においてもしっかりとした国に対する9割軽減の予算措置を求める意見書等を上げることも必要じゃない

かなというふうに思うわけでありますので、今後とも、この基準収入以下の特に高齢者の暮らしや命を守る大きなこの後期高齢者医療制度としてさらに拡充していくためには、我々議会としても国に対してしっかりとした予算措置を求める、今さっき言いました意見書等を上げていくことを述べまして、私の質問を終わりたいと思います。

○江頭弘美議長

以上で通告による質問は終わりました。

これをもって広域連合一般に対する質問は終了いたします。

◎ 討 論

○江頭弘美議長

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、これをもって討論は終了いたします。

◎ 採 決

○江頭弘美議長

これより議案の採決を行います。

まず、第9号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第9号議案は認定されました。

次に、第10号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第10号議案は認定されました。

次に、第11号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第12号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第12号議案は原

案のとおり可決されました。

◎ 追加議案上程

○江頭弘美議長

次に、本日追加提出されました第13号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第13号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

この際、地方自治法第117条の規定により、大川議員の退席を求めます。

〔大川議員 退場〕

お諮りいたします。本議案は提案理由説明を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、提案理由説明を省略することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑は終了いたします。

これより討論に入りますが、討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、これをもって討論は終了いたします。

◎ 採 決

○江頭弘美議長

これより採決いたします。本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第13号議案は同意することに決定いたしました。

大川議員の入場を許可いたします。

〔大川議員 入場〕

◎ 議決事件の字句及び数字等の整理

○江頭弘美議長

次に、議決事件の字句及び数字等の整理につい

てお諮りいたします。

今定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を必要とするときは、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

◎ 閉 会

○江頭弘美議長

以上をもちまして、議事の全部を終了いたしましたので、会議を閉じます。

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午前11時6分 閉 会

会議に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 安 藤 健一郎

議 会 事 務 局 副 局 長 石 橋 光

参 事 内 田 幸 男

書 記 坂 井 勝 己

書 記 矢 川 靖 章

書 記 日 高 泰 明

書 記 南 里 安 信

書 記 岸 川 真 紀

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議長 江 頭 弘 美

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 末 次 利 男

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 草 場 祥 則

会 議 録 作 成 者 安 藤 健 一 郎
佐賀県後期高齢者医療広域連合議会事務局長

議 席 表

(平成23年10月31日)

(鹿島市) 角田議員	(武雄市) 牟田議員
---------------	---------------

15 16

(伊万里市) 内山議員	(多久市) 山本議員
----------------	---------------

17 18

(鳥栖市) 森山議員	(唐津市) 田中議員
---------------	---------------

19 20

(佐賀市) 堤 議員	(佐賀市) 江頭議員
---------------	---------------

21 22

(玄海町) 友田議員	(みやき町) 宮原議員
---------------	----------------

7 8

(上峰町) 大川議員	(基山町) 後藤議員
---------------	---------------

9 10

(吉野ヶ里町) 大隈議員	(神埼市) 福田議員
-----------------	---------------

11 12

(嬉野市) 神近議員	(小城市) 大坪議員
---------------	---------------

13 14

--	--

(太良町) 末次議員	(白石町) 草場議員
---------------	---------------

1 2

(白石町) 西山議員	(江北町) 西原議員
---------------	---------------

3 4

(大町町) 松崎議員	(有田町) 金武議員
---------------	---------------

5 6

議 席 の 指 定	末次議員 (1番)
-----------	-----------

(資料) 議案質疑項目表

○ 議案質疑

平成23年10月定例会

質疑順	氏名	質疑事項
1	福田清道	第9号議案 平成22年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算 単年度収支赤字の原因について 第10号議案 平成22年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 単年度収支赤字の原因について

(資料) 一般質問項目表

○ 一般質問

平成23年10月定例会

質問順	氏名	質問方式	質問事項
1	福田清道	一問一答	1 保険料改定について 保険料改定が議論されていると思うが、現状と見通しについて問う。 2 国保への移行に伴う減免率の取扱いについて 9割減免の方達は国保になった場合どうなるのか。国保は7割減免であるが。大幅な値上げとなるが。